

仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和四十七年仙台市条例第三号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 廃棄物の減量(第八条—第十五条)
- 第三章 廃棄物の適正処理(第十六条—第二十四条の六)
- 第四章 清潔の保持(第二十五条・第二十六条)
- 第五章 手数料等(第二十七条—第二十九条の二)
- 第六章 雑則(第三十条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、市、事業者及び市民が一体となって、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量を推進し、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって快適な都市環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- 二 生活環境影響調査書 処理施設の設置又は変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類をいう。
- 三 処理施設 本市又は本市から一般廃棄物処理計画に基づき処理の委託を受けた者が一般廃棄物を処理するための施設をいう。
- 四 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち一般廃棄物をいう。
(平一〇、三・改正)

(市の責務)

第三条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の排出の抑制、その再生利用等による廃棄物の減量の推進を図るとともに、廃棄物の適正な処理及び生活環境の清潔の保持を図るよう努めなければならない。

- 2 市は、廃棄物の減量の推進及び生活環境の清潔の保持に関する市民の自主的な活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、廃棄物の減量の推進、廃棄物の適正処理及び生活環境の清潔の保持に関し、市民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。
- 4 市は、廃棄物の減量の推進、廃棄物の適正処理及び生活環境の清潔の保持を図るため、必要な情報の収集、調査研究及び技術開発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量の推進、廃棄物の適正処理及び生活環境の清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第五条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品を積極的に使用し、その廃棄物をなるべく自ら処分すること等により廃棄物の減量の推進を図るとともに、生活環境の清潔の保持に努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物の減量の推進、廃棄物の適正処理及び生活環境の清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市長は、法第六条第一項の規定により、一般廃棄物処理計画を定めた場合は、これを告示するものとする。一般廃棄物処理計画を変更したときも、また同様とする。

(生活環境影響調査書の縦覧等の対象となる処理施設)

第六条の二 法第九条の三第二項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による生活環境影響調査書の公衆への縦覧(以下この章において「縦覧」という。)及び意見書を提出する機会の付与の対象となる施設は、本市が設置し、又は変更する処理施設のうち、ごみ処理施設で焼却施設であるもの及び最終処分場(以下この章においてこれらを「対象施設」という。)とする。

(平一〇、三・追加、平二三、三・改正)

(生活環境影響調査書の縦覧)

第六条の三 市長は、縦覧を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を告示するものとする。

一 縦覧の場所及び期間

二 対象施設の名称及び対象施設に関する法第八条第二項第二号から第五号までに掲げる事項

三 実施した生活環境影響調査の項目

四 対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者(次条第一項において「利害関係人」という。)は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる旨並びにその提出先及び提出期限

2 縦覧に際しては、生活環境影響調査書のほか、対象施設に関する法第八条第二項第二号から第九号までに掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

3 縦覧は、第一項の規定による告示の日から一月間、規則で定める場所でこれを行う。

(平一〇、三・追加)

(意見書の提出)

第六条の四 前条第一項の規定による告示があったときは、利害関係人は、同条第三項に規定する縦覧期間が満了した日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、規則で定める場所とする。

(平一〇、三・追加)

(関係市町村との協議)

第六条の五 生活環境影響調査の対象となる周辺地域に他の市町村の区域が含まれる場合には、市長は、当該市町村の長に対し、生活環境影響調査書及び第六条の三第二項の書類の写しを送付し、当該市町村の住民に係る縦覧の実施の手續に関し協議を申し入れるものとする。

(平一〇、三・追加)

(廃棄物対策審議会)

第七条 次に掲げる事項を調査審議するため、仙台市廃棄物対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一 法第五条の七第一項に規定する一般廃棄物の減量等に関する事項

二 一般廃棄物及び産業廃棄物の適正な処理の推進に関する事項

三 その他一般廃棄物及び産業廃棄物に関する対策について必要と認められる事項

2 審議会は、委員二十名以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、市議会議員、各種団体の代表者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

7 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、会長が指名する委員をもって組織する部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

(平一二、三・平一五、一〇・改正)

第二章 廃棄物の減量

(事業者による減量の推進)

第八条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用が可能な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確保等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、繰り返し使用することが可能な容器の採用に努めるとともに、その容器を回収し、再び使用すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

(事業者による再生利用の推進)

第九条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再生利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再生利用が容易な製品、容器等の開発を行うこと、再生利用の方法に関する情報を提供すること等により、その製品、容器等の再生利用の推進に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用が可能な容器及び包装資材を採用し、使用後の容器及び包装資材を回収すること等により、その容器及び包装資材の再生利用の推進に努めなければならない。

(事業者による適正包装の推進等)

第十条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰な包装を自粛し、簡易な包装を推進すること等により、廃棄物の発生の抑制に配慮した適正な包装の推進が図られるよう努めなければならない。

2 事業者は、市民が商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等の選択ができるよう努めるとともに、市民が不要となった包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

(事業者による資源の有効利用)

第十一条 事業者は、その事業活動に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。)、再生部品(同条第五項に規定する再生部品をいう。))及び再生品を積極的に使用すること等により、資源の有効利用に努めなければならない。

(平一三、三・改正)

(事業用建築物の所有者の義務)

第十二条 事業用の建築物(以下「事業用建築物」という。)の所有者(所有者以外に当該事業用建築物の全部の管理について権原を有するものがあるときは、当該権原を有する者。以下この条において同じ。)は、当該事業用建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業用建築物の占有者は、当該事業用建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し、当該事業用建築物の所有者に協力しなければならない。

(事業用大規模建築物所有者等及び多量排出事業者の義務)

第十三条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者(所有者以外に当該事業用大規模建築物の全部の管理について権原を有するものがあるときは、当該権原を有する者。以下「事業用大規模建築物所有者等」という。)及び事業用大規模建築物所有者等以外の者で市長が事業系一般廃棄物を多量に排出すると認めるもの(以下「多量排出事業者」という。)は、市長の定めるところにより、それぞれ当該事業用大規模建築物又は多量排出事業者が自ら所有し、若しくは占有する建築物等(以下「事業用大規模建築物等」という。)から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

2 市長は、前項の計画書に関し、事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正処理のため必要があると認めるときは、事業用大規模建築物所有者等又は多量排出事業者に対し、期限を定めて、当該計画書の変更を指示することができる。

(事業系一般廃棄物管理責任者)

第十四条 事業用大規模建築物所有者等及び多量排出事業者は、事業用大規模建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(市民による減量の推進)

第十五条 市民は、分別収集及び集団資源回収へ協力すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品を選択するに際して、再生利用が容易な商品、簡易な包装の商品等廃棄物の減量及び資源の有効利用に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

第三章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の処理の申出)

第十六条 市民又は事業者は、一般廃棄物処理計画に従って本市が実施する一般廃棄物の収集、運搬及び処分を必要とし、又は必要としなくなった場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申し出て、その指示に従わなければならない。

(市民による一般廃棄物の適正処理等)

第十七条 市民は、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、なるべく自ら処分するように努めなければならない。

2 市民は、一般廃棄物の収集を受けるに際して、分別の方法、排出の方法等について一般廃棄物処理計画及び市長の定める方法に従うとともに、相互に協力し、一般廃棄物の集積場所の清潔を保持しなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第十八条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合は、法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第三項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準による等、その種類ごとに、生活環境の保全上支障が生じない方法で処理しなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しない場合は、廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

3 事業者は、その事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者に収集させるに際して、一般廃棄物処理計画及び市長の定める方法に従うとともに、その排出場所の清潔を保持しなければならない。

(排出禁止物等)

第十九条 市民又は事業者は、一般廃棄物処理計画に従い行われる一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

一 毒性を有するもの

二 危険性を有するもの

三 引火性を有するもの

四 火気のあるもの

五 著しい悪臭を発するもの

六 多量の汚水を排出するもの

七 前各号に定めるもののほか、本市の処理業務を困難にし、又は処理施設の機能を損うおそれがあるもの

2 市民又は事業者(一般廃棄物収集運搬業者を含む。第二十一条及び第三十二条において同じ。)は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理施設に搬入してはならない。

3 市民又は事業者は、第一項各号に掲げる一般廃棄物又は特別管理一般廃棄物を運搬し、又は処分しようとするときは、市長の定める方法に従わなければならない。

(処理施設への一般廃棄物搬入の承認)

第二十条 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、申請書を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(処理施設の受入基準等)

第二十一条 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、搬入できる一般廃棄物の種類、性状等について市長の定める受入基準及び市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、市民若しくは事業者の搬入した一般廃棄物が、前項の受入基準に適合しないことが判明したとき、又は市民若しくは事業者が同項の指示に従わないときは、当該一般廃棄物を当該処理施設に受け入れることを拒否し、当該一般廃棄物を持ち帰らせることができる。

(適正な処理が困難な製品等の抑制)

第二十二条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合に適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発に努めること、その使用者に適正処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難となることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第二十三条 市長は、製品、容器等で廃棄物となった場合に本市の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となるもの(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、これを告示するものとする。告示した事項を変更したときも、また同様とする。

3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の措置を講ずるよう指示することができる。

4 事業者は、前項の規定による指示に従い、自らの責任において適正処理困難物の回収等の措置を講じなければならない。

5 市民は、事業者の行う適正処理困難物の回収等に協力しなければならない。

(本市が処理する産業廃棄物)

第二十四条 法第十一条第二項の規定により本市が行う産業廃棄物の処理は、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物で規則で定めるものの処分とする。

2 第十九条第二項、第二十条及び第二十一条の規定は、前項の規定に基づき本市が産業廃棄物を処分する場合について準用する。この場合において、第十九条第二項中「一般廃棄物収集運搬業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者」と、第十九条第二項、第二十条及び第二十一条中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(平一五、一〇・改正)

(一般廃棄物の再生輸送業等の指定の更新)

第二十四条の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)第二条第二号に規定する指定(以下「一般廃棄物再生輸送業の指定」という。)及び省令第二条の三第三号に規定する指定(以下「一般廃棄物再生活用業の指定」という。)は、一年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(平一二、三・追加)

(変更の指定の申請)

第二十四条の三 一般廃棄物再生輸送業の指定を受けた者(以下「一般廃棄物再生輸送業者」という。)又は一般廃棄物再生活用業の指定を受けた者(以下「一般廃棄物再生活用業者」という。)が取り扱う一般廃棄物の種類を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

(平一二、三・追加)

(一般廃棄物再生輸送業等に係る廃止の届出)

第二十四条の四 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(平一二、三・追加)

(指定の取消し等)

第二十四条の五 市長は、一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 指定に係る一般廃棄物が再生利用されなくなったとき

二 法若しくは条例又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき

三 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき

(平一二、三・追加)

(産業廃棄物再生輸送業の指定等への準用)

第二十四条の六 第二十四条の二から前条までの規定は、産業廃棄物再生輸送業の指定(省令第九条第二号に規定する指定をいう。)及び産業廃棄物再生活用業の指定(省令第十条の三第二号に規定する指定をいう。)について準用する。この場合において、第二十四条の三及び第二十四条の五第一号中「一般廃棄物」とあるのは、「産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(平一二、三・追加)

第四章 清潔の保持

(公共の場所の清潔保持)

第二十五条 何人も、公園、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項に規定する場所の管理者は、その場所の清潔を保つように努めなければならない。

(土地の管理)

第二十六条 土地の所有者、占有者又は管理者(以下、本条において「所有者等」という。)は、その土地の清潔を保つように努めなければならない。

2 市長は、所有者等が前項の規定に違反し、生活環境の保全上支障があると認めるときは、所有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

第五章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第二十七条 市長は、本市が行う別表第一に掲げる一般廃棄物の収集、運搬及び処分につき、それぞれ同表に定める手数料を徴収する。

2 市長は、特別の事由があると認めるときは、前項に規定する手数料を減免することができる。

(平一二、三・平一九、一〇・改正)

(産業廃棄物処分費用)

第二十八条 市長は、法第十三条第二項の規定により、本市が行う産業廃棄物の処分に関し別表第二に定める費用を徴収する。

2 市長は、特別の事由があると認めるときは、前項に規定する費用を減免することができる。

(一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等)

第二十九条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第七条第一項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	一万二千四百円
二 法第七条第二項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	一万六千六百円
三 法第七条第六項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料	一万六千六百円
四 法第七条第七項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	一万六千二百円
五 法第七条の二第一項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	一万二百円
六 法第七条の二第一項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	一万三千円
七 法第七条第一項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可証の再交付の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料	二千五百円
八 法第七条第六項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可証の再交付の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可証再交付手数料	二千五百円
九 法第八条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあつては十三万五百円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあつては十二万五百円

十 法第九条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料	法第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあつては十二万円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあつては十万五百円
十一 法第九条の二の四第一項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査	一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請手数料	三万三千元
十二 法第九条の二の四第二項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査	一般廃棄物熱回収施設設置者認定更新申請手数料	二万円
十三 法第九条の五第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	七万六千元
十四 法第九条の六第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料	七万六千元

(平一・二、三・全改、平一・二、一・二・平一・三、三・平一・五、一〇・平二・三、三・平二・八、三・改正)
(産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料等)

第二十九条の二 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	二以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定申請手数料	十四万七千元
二 法第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	二以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定変更認定申請手数料	十三万四千元
三 法第十四条第一項の規定に基づく産業廃棄物の収集又は運搬の業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	八万円
四 法第十四条第二項の規定に基づく産業廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	七万三千元
五 法第十四条第六項の規定に基づく産業廃棄物の処分の業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可申請手数料	十万円
六 法第十四条第七項の規定に基づく産業廃棄物の処分の業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	九万四千元
七 法第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物の収集又は運搬の業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	七万円
八 法第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物の処分の業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	九万二千元
九 法第十四条の四第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	八万円
十 法第十四条の四第二項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	七万四千元
十一 法第十四条の四第六項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の処分の業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	十万円
十二 法第十四条の四第七項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の処分の業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	九万五千元
十三 法第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	七万二千元
十四 法第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の処分の業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	九万五千元

十五 法第十五条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあつては十四万円、その他の産業廃棄物処理施設に係るものにあつては十二万円
十六 法第十五条の二の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料	法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあつては十三万円、その他の産業廃棄物処理施設に係るものにあつては十一万円
十七 法第十五条の三の三第一項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査	産業廃棄物熱回収施設設置者認定申請手数料	三万三千元
十八 法第十五条の三の三第二項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査	産業廃棄物熱回収施設設置者認定更新申請手数料	二万円
十九 法第十五条の四において準用する法第九条の五第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	六万八千円
二十 法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料	六万八千円

(平一二、三・追加、平一二、一二・平一三、三・平一五、一〇・平二三、三・平三〇、三・改正)

第六章 雑則

(報告の徴収)

第三十条 市長は、法第十八条第一項に規定するもののほか、[この条例](#)の施行に必要な限度において、事業者その他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。

(平一五、一〇・改正)

(立入調査)

第三十一条 市長は、法第十九条第一項に規定するもののほか、[この条例](#)の施行に必要な限度において、職員に、事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。

2 [前項](#)の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつた場合は、これを提示しなければならない。

(勧告、公表及び受入拒否)

第三十二条 市長は、[次の各号](#)の一に該当する者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

一 [第十三条第一項](#)の規定に違反した者

二 [第十三条第二項](#)の規定による指示に従わない者

三 [第十四条](#)の規定に違反した者

四 [第二十一条第一項](#)([第二十四条第二項](#)において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

2 市長は、[前項](#)に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、市民又は事業者が、[第十九条各号](#)の規定([第二十四条第二項](#)において準用する場合を含む。)に違反していると認めるときは、その旨を公表することができる。

4 市長は、[前二項](#)に規定する公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対して、あらかじめその理由を通知するとともに、意見を述べ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 市長は、[第一項](#)に規定する勧告を受けた者が、[第二項](#)の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、その勧告に係る措置をとらなかつた場合には、その者が排出する廃棄物(その勧告を受けた者が事業用大規模建築物所有者等である場合には、当該事業用大規模建築物から排出される廃棄物)を処理施設に受け入れることを拒否することができる。

(本市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格)

第三十三条 法第二十一条第三項の条例で定める資格は、省令第十七条第一項に規定する資格とする。

(平二四、六・追加)

(委任)

第三十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平二四、六・旧第三十三条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)別表第一の規定の適用については、同表ごみ等の項中「

	七〇〇円
	七〇〇円
	七〇〇円

」とあるのは、平成五年四月一日から同年六月三十日までの間においては「

	五〇〇円
	五〇〇円
	三五〇円

」と、同年七月一日から平成六年三月三十一日までの間においては「

	七〇〇円
	七〇〇円
	五〇〇円

」とする。

3 新条例別表第二の規定の適用については、同表中「七〇〇円」とあるのは、平成五年四月一日から同年六月三十日までの間においては「三五〇円」と、同年七月一日から平成六年三月三十一日までの間においては「五〇〇円」とする。

4 この条例の施行の際現に改正前の仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「旧条例」という。)第十二条第三項の規定により審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日において、新条例第七条第三項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、新条例第七条第四項の規定にかかわらず、委員の任期は平成六年三月三十一日に満了する。

5 この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

6 平成十三年三月一日から同月三十一日までの間においては、市長は、第二十七条及び別表第一の規定にかかわらず、同年四月一日以後において定日に収集する粗大ごみの収集、運搬及び処分に関し手数料を徴収することができる。この場合において、当該手数料の額は、仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(平成十二年仙台市条例第三十七号)による改正後の別表第一粗大ごみの項に定める額とする。

(平一二、三・追加)

7 平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間においては、別表第一一般廃棄物(犬、猫等の死体及びし尿を除く。)処分の項中「三〇〇円」とあるのは「一五〇円」と、「一、〇〇〇円」とあるのは「八五〇円」と、別表第二中「一、〇〇〇円」とあるのは「八五〇円」とする。

(平一二、三・追加)

(東日本大震災により生じた廃棄物に係るごみ処理施設に関する特例)

8 第六条の二の規定にかかわらず、東日本大震災により生じた廃棄物を処理するために本市が設置し、又は変更するごみ処理施設で焼却施設であるものは、法第九条の三第二項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による生活環境影響調査書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる施設としない。

(平二三、四・追加)

附 則(平九、三・改正)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

2 次項から附則第十三項までに定めるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前になされた使用の許可その他これに類する行為に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則(平一〇、三・改正)

この条例は、平成十年六月十七日から施行する。

附 則(平一二、三・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第七条第二項の改正規定 平成十二年七月一日
 - 二 附則に二項を加える改正規定(附則第六項に係る部分に限る。) 平成十三年三月一日
 - 三 第二十七条第二項の改正規定、附則に二項を加える改正規定(附則第七項に係る部分に限る。)、別表第一の改正規定、別表第二の改正規定及び附則第四項の規定 平成十三年四月一日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受理した申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(平成五年仙台市規則第三十号)の規定によりした手続その他の行為で、この条例による改正後の仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に相当する規定のあるものは、同条例の規定によりしたものとみなす。
- 4 平成十三年四月一日前に収集の申込みがあり、かつ、同日以後に臨時に収集する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、附則第一項第三号に掲げる改正規定による改正後の第二十七条第二項及び別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平一二、一二・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第二十九条及び第二十九条の二の規定は、この条例の施行の日以後に受理した申請に係る審査について適用する。

附 則(平一三、三・改正)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平一五、一〇・改正)

- この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第七条、第二十四条及び第三十条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平一九、一〇・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第二十七条及び別表第一の規定による家庭ごみ及びプラスチック製容器包装の収集、運搬及び処分に係る手数料の徴収は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平二三、三・改正)

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平二三、四・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平二四、六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平二八、三・改正)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。

(手数料に関する経過措置の原則)

- 4 次項に規定するもののほか、施行日前になされた申請その他これに類する行為に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平二九、三・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第一の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の一般廃棄物の処分に係る手数料について適用し、施行日前の一般廃棄物の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表第二の規定は、施行日以後の産業廃棄物の処分に係る費用について適用し、施行日前の産業廃棄物の処分に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平三〇、三・改正)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

別表第一(第二十七条関係)

(平一二、三・全改、平一九、一〇・平二九、三・改正)

区分		単位	金額	備考	
一般廃棄物(犬、猫等の死体及びし尿を除く。)	収集、運搬及び処分(一般廃棄物処理計画に従い本市が定日に収集するものに限る。)	家庭ごみ	市長が指定する特小袋(容量が一〇リットル相当のもの)一袋につき	九円	家庭ごみとは、本市が定日に収集する一般廃棄物(粗大ごみ及びし尿を除く。)のうち、再使用又は再生利用を目的として分別して収集するもの以外のものをいう。
			市長が指定する小袋(容量が二〇リットル相当のもの)一袋につき	一八円	
			市長が指定する中袋(容量が三〇リットル相当のもの)一袋につき	二七円	
			市長が指定する大袋(容量が四五リットル相当のもの)一袋につき	四〇円	
	プラスチック製容器包装	市長が指定する小袋(容量が一五リットル相当のもの)一袋につき	八円	プラスチック製容器包装とは、商品の容器及び包装(商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。)であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になる主としてプラスチック製のもの(主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆその他規則で定める商品を充てんするためのものを除く。)をいう。	
		市長が指定する中袋(容量が三〇リットル相当のもの)一袋につき	一六円		
		市長が指定する大袋(容量が四五リットル相当のもの)一袋につき	二五円		
	粗大ごみ	スプリングマットレス	一枚	三、〇〇〇円	
		スプリングマットレス以外のもの	一、六〇〇円以内で品目別に規則で定める額		
	収集、運搬及び処分(一般廃棄物処理計画に従い本市が臨時に収集するものに限る。)	一〇キログラム又はその端数ごと		二六〇円	一回につき一〇キログラム又はその端数ごとに二六〇円を乗じて算出した額(スプリングマットレスにあっては一枚ごと三、〇〇〇円、スプリングマットレス以外の粗大ごみにあっては一、六〇〇円以内で品目別に規則で定める額)に一、〇〇〇円を加算した額
一回		一、〇〇〇円			
処分	缶、びん、その他の廃棄物で再生利用に資すると市長が認めるもの	一〇〇キログラム又はその端数ごと	三〇〇円	市長が指定する処理施設に自ら搬入するものに限る。	
		スプリングマットレス	一枚		二、〇〇〇円
	その他	一〇〇キログラムまで	一、五〇〇円		
		一〇〇キログラムを超える部分について一〇キログラム又はその端数ごと	一五〇円		
犬、猫等の死体	収集、運搬及び処分	複数頭焼却炉を使用する場合	一頭	三、七〇〇円	

	一頭焼却炉を使用する場合	二〇キログラム以下のもの	一頭	六、五〇〇円	
		二〇キログラムを超えるもの	一頭	一一、四〇〇円	
処分	複数頭焼却炉を使用する場合		一頭	一、八〇〇円	市長が指定する処理施設に自ら搬入するものに限る。
		一頭焼却炉を使用する場合	二〇キログラム以下のもの	一頭	
		二〇キログラムを超えるもの	一頭	九、三〇〇円	
し尿	収集、運搬及び処分(一般廃棄物処理計画に従い本市が収集するものに限る。)		一人月額	一六〇円	一般家庭のし尿(水洗式のくみ取り便所に係るものを除く。)で定日に収集するものに限る。
			九〇リットル又はその端数ごと	三二〇円	

別表第二(第二十八条関係)
(平一二、三・平二九、三・改正)

区分		単位	金額	備考
産業廃棄物	処分	一〇〇キログラムまで	一、五〇〇円	市長が指定する処理施設に自ら搬入するものに限る。
		一〇〇キログラムを超える部分について一〇キログラム又はその端数ごと	一五〇円	